

「モバイル・エコシステムに関する競争評価 中間報告」及び  
「新たな顧客接点（ボイスアシスタント及びウェアラブル）に  
関する競争評価 中間報告」の今後検討すべき課題別論点等

内閣官房デジタル市場競争本部事務局

令和5年2月14日

モバイル・エコシステムに関する競争評価.....	1
総論 .....	1

# モバイル・エコシステムに関する競争評価

## 総論

### 論点1. 市場環境や市場の特性の評価

- ア. パブコメでは、「モバイル・エコシステムは、そのレイヤー構造によりネットワーク効果が働きスイッチング・コストが極めて高い等の特性を有し、高い参入障壁により寡占構造となっているという中間報告の考え方に賛同する」という意見がある一方、「寡占が固定化しているというのがそれが本当か、今後も継続するのかの検証がされたか不明である。また、事業者の努力により寡占事業者の地位が保たれているのではないか。」「GoogleはAppleのiOSやApp Storeとユーザー及びアプリ・デベロッパを誘致するための激しい競争をしている」といった意見もあった。
- イ. 以上のようなコメントなども踏まえつつ、今後、公正取引委員会による事業者アンケート、消費者アンケートの結果の分析等の活用なども含め、モバイル・エコシステムの市場環境、競争環境などについて更なる実態把握を行っていくこととしてはどうか。

### 論点2. 事前規制の枠組みを含めたルールの検討

- ア. パブコメでは、「規制が及ぼす影響が広範であることを考慮すべきであり、積極的な介入を検討する前に、まずは透明化法の共同規制の影響を評価することが重要である。」「既存の競争法、消費者法、プライバシー関連法又は取引透明化法が潜在的な懸念に対応できるものであるかどうか、また、目的を達成するためのより適切な手段となり得るかどうかを検討すべきである。」「独占禁止法には、ある商品役務における、市場における有力な地位又は自己の取引上の地位が相手方に優越していることをレバレッジして、他の商品役務に対し、競争上の弊害を顕在化させていることを捕捉する規制があるので、既存の独占禁止法の枠組みで対応が可能である。」「規制の目的・必要性に照らして過度な規制手段となる場合は、合理的な規制とはいえ財産権や営業の自由の制約等憲法上の問題を惹起し得る。」「独占禁止法の実体規定は、一般的、抽象的なものが多く、本中間報告で取り上げられた多くの行為に適用することは不可能ではないが、fast-moving なデジタル市場、各レイヤーにおける行為に独占禁止法だけで対応することには限界がある。」「デジタル市場や各レイヤーに問題となる行為が存在し、他方、独占禁止法など既存の法律による対応には限界があるとすれば、行為主体（対象となる事業者）の基準や禁止される行為を予め規定し、対象事業者の一定の行為を原則として禁止する、いわゆる「事前規制」の考え方には十分な理由がある。」といった意見があった。
- イ. 以上のようなコメントなども踏まえつつ、今後、①モバイル・エコシステム全体のあるべき姿の実現を目指していく上での、既存のデジタルプラットフォーム透明化

法又は独占禁止法の枠組みによる対応可能性、②新たなルールと既存の他法令との整合性等について、更に検討を深めていくとともに、各論における競争上の評価等を踏まえて、適切なルールの在り方について検討を進めていくこととしてはどうか。

### 論点3. 新たな規制を設ける場合における規制対象（主体）及び規制対象行為の検討

- ア. パブコメでは、「Google と Apple のみを対象としているが、対象の選択がより恣意的ではなく協力的かつ協調的なアプローチの規制とすべき。」「事前規制はイノベーションを阻害する可能性もあるので、事前規制を行うのであれば、対象を極めて限定し、必要以上に広範な規制にならないように配慮すべき。具体的には、モバイル・エコシステムにおける PF 事業者を対象にしたピンポイントの規制とするべき。」「エコシステム内の垂直統合は効率性を向上させ消費者に利益をもたらすことが多い。反競争的な場合もあるため、個別に判断する必要がある。垂直統合を事前に規制することは消費者に利益をもたらす機会を減少させる可能性がある。」「事前規制の対象行為を詳細に規定した場合、少しでも外れれば規制の対象外となり、事実上の脱法行為が可能となる行為類型があるため、脱法的行為に対する規定も設けるべき。」といった意見があった。
- イ. 以上のようなコメントなども踏まえつつ、ルールの在り方の検討を行うに当たっては、引き続き、各論での競争上の評価等を踏まえ、何らかのルールを導入する場合には、規制対象（主体）や規制対象行為について更に検討を深めていくこととしてはどうか。

### 論点4. 立証責任の所在

- ア. パブコメでは、「正当化事由としてセキュリティやプライバシー保護を挙げる一方、OS 事業者が悪用防止を理由に詳細を明かさないと主張することが考えられる。例外事項が不当に恣意的に行使されることがないように、守秘義務を保持しつつ客観的で合理的に判断する専門機関等を整備することを提案する。また、中間報告で指摘されるように正当化事由の立証責任は OS 事業者が負い、立証できない場合は正当性が判断できないとする考え方も有効である。」という意見のある一方、「本来、行政側が主張・立証すべき規制に対する正当化事由の立証責任を、プラットフォーム事業者に負わせることは過度な負担である。」「立証責任の転換、立証レベルの過剰な高位設定、行政においてそのような判断が的確・迅速にできるのか、といった重大な問題がある。」といった意見があった。
- イ. 以上のようなコメントなども踏まえつつ、引き続き、仮に新たな規制を設ける場合の当事者が立証すべき事項などにどのような制度的な工夫が適切か、可能かなどにつき、更に検討を深めていってはどうか。

### 論点5. その他ルールの検討の際の論点

- ア. パブコメでは、「特定の地域で義務つけられた内容が他の地域では禁止されている可能性があり、複数の市場で同時に規制目的の要求を満たすことは、一度に一つずつの市場で規制目的の要求を満たすよりもコストが大きいと開発者は活動を縮小させる可能性がある。」、「新たな規制をする場合、日本のモバイル・エコシステム固有の特徴に配慮すること、明確に特定された明確な弊害に対応すること、弊害に比例した内容であることを確保するべき。」、「新たな要求事項を遵守させ、支持することを奨励するため、新たな規制枠組みの目的を達成する組織に対し、褒賞やインセンティブの提供や、承認やグッドアクターの認定を行うことを検討する方法も考えられる。」といった意見があった。
- イ. 以上のようなコメントなども踏まえつつ、仮に新たなルールを設ける場合においては、各国間でのルールの調和の観点と諸外国と異なる我が国特有の事情の考慮とのバランスや、規制を遵守した事業者に対するインセンティブ付与の視点等についての検討なども行っていくこととしてはどうか。

#### 論点6. 執行機関の検討

- ア. パブコメでは、「本報告書で示された問題の解決は、公正取引委員会及び消費者庁が主導して行うべきであり、公正取引委員会及び消費者庁の機能と資源の大幅な拡充が必要である。」、「OECD レポートにあるように事前規制と最も重複するのは競争法であり、不要な重複を避け、効率的に運用するためには競争当局である公取委が新法を所管すべき。」といった意見があった。
- イ. 以上のようなコメントなども踏まえつつ、仮に新たなルールを設ける場合においては、①デジタル分野において既に実施ないし先行して検討が進められている各国の規制で、どのような体制が組まれているのか、②我が国で新たなルールを効果的に執行するために必要な体制（担当する機関、体制・人員規模、必要となる専門性等）についても、具体的に検討を行っていくこととしてはどうか。

#### 論点7. ステークホルダーからの情報収集

- ア. パブコメでは、「意図せざる悪影響を防ぐため、デジタル市場で事業を行う企業、消費者、及びサイバーセキュリティ等の新しい規制が潜在的に影響を及ぼしうる政策分野の技術的専門家を含む、幅広い利害関係者との密接かつ継続的な協議を経て介入を実施すべきである。」、「ステークホルダーの有する多面的な観点からの見解を考慮すべき。」、「具体的な法規制の検討にあたっては、あらゆるステークホルダーと十分に議論したうえで、プラットフォームを利用する事業者・消費者はもとより、知的財産権利者等、第三者の利益について十分に考慮することが重要である。」、「公正取引委員会の検討会報告書で示されている「競争政策とデータ保護、消費者保護といった関連する政策分野が別々にではなく、相互に連携して取り組む必要がある」との考え方も参考としながら、多様な視点のバランスに留意した更なる検討が行わ

れることが望ましい。」といった意見があった。

- イ. 適切なルールの在り方の検討においては、幅広いステークホルダーから意見を収集することが肝要であり、本パブコメもその一環である。このため、今後の検討を行っていくに当たっては、今回のパブコメで得られた様々なコメントを踏まえつつ、検討を深めていくこととする。また、今後の検討においても、セキュリティ専門家や消費者団体等様々なステークホルダーから意見を聴きつつ、更なる検討を進めていくこととしてはどうか。